

第4章 実現に向けて

鳥羽市都市マスタープランは、将来の都市計画およびまちづくりのための基本的な指針であり、本指針に基づき、まちづくりを推進します。

1. まちづくりの基本姿勢

(1) まちづくりの基本的な考え方

近年、地域主権改革が進み、これまで国が行ってきたさまざまな事務や権限が地方へと移譲され、自治体として自主的なまちづくりが可能となる一方、各自治体が自らの決定と責任でまちづくりを進めることが強く求められています。

しかしながら、厳しい財政状況や市民ニーズの多様化・高度化などを背景に、これまでの行政主導によるまちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくことが難しくなっています。

そこで、地域住民のニーズに応じたまちづくりと豊かな地域生活を実現していくためには、市民参画による協働のまちづくりが必要となっています。

一方、今回実施された「市民意識調査」における市民参加のまちづくりについては、“住民主体のまちづくり”、“住民と行政の協働によるまちづくり”といった「住民参画型の進め方」が約6割を占めています。

また、地域別懇談会においては、地域づくりの方向に対して、市民と行政の協働のまちづくりに対する提案が数多く出され、協働のまちづくりに対する市民意識は比較的高い状況にあります。

“協働のまちづくり”には、コミュニティの維持・向上や地域への愛着や誇りの醸成とともに、地域福祉や地域防災への主体的な取組み、道路、公園など公共施設の自主的管理などの効果が期待され、こうした市民意識を更に高めながら、協働のまちづくりを実現していくことが必要です。

■ 地域別懇談会におけるパートナーシップの取組みに係る主な意見

地域づくりの方向	パートナーシップの取組み	地域の主体的な取組み	求められる支援
● 道路交通の改善	地域による通行危険箇所の調査と改善等の支援	危険場所の点検・調査などを行い、通行危険地帯のマップを作る	地域の点検・調査に基づき改善するための予算化を行う
● 公共交通の利便性の向上	地域による公共交通機関の利用推進	公共機関を利用し、自家用車の使用を減らす	かもめバスの利便性を高める
● 自然災害防止と地域の避難体制の充実	災害時要援護者台帳の作成支援と地域による把握	個人情報保護法にとらわれず、情報開示して町内で把握する	要援護者台帳作りの資料作成方法を援助する等
● 排水の適正化	家庭における環境にやさしい洗剤の使用と製品情報の提供	環境に影響が少ない洗剤を使用する	環境に良い製品を斡旋する
● 地域の美化	地域による清掃活動等の支援	地域単位での一斉草刈り、溝掃除、ごみ拾いなどを各地域が継続して実行していく	清掃作業に係る経費を助成する（機器、部品等）等
● 未利用地等の活用	地域による空地等の実態把握と計画案作成の支援	空地の利用状況、利用希望状況を把握・調査する	空地、空家対策の計画を提案する

(2)協働のまちづくりの推進

今日のまちづくりにおいては、地域の特性に応じた個性の創出や創意工夫による地域の主体的な取組みが求められており、それを実現していくためにも、まちづくりに関わる各主体(市民・事業者(企業)・専門家・行政)が役割分担を理解し、協力し合う関係づくりが必要です。

このため、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、市民主体のまちづくりを促進するとともに、市民と行政が協力し夢を語り合える魅力あるまちづくりを進めていきます。

また、協働のまちづくりの推進に向けては、行政だけでなく、市民・事業者・専門家等の多様な主体が、地域の課題解決や活性化(地域経営)に積極的に参画し、連携して活動を行っていくような、「新しい公共」の考え方に基づく取組みの推進が重要です。このため、多様な担い手の交流や活動・事業を活性化するような仕組みや環境の充実に努めます。

<協働のまちづくりのイメージ>



協働のまちづくりには、市民、事業者(企業)、専門家、行政のパートナーシップが必要です。

■市民、事業者(企業)、専門家、行政の役割と責務

①市民の役割と責務

- ・市民、地域団体、NPO法人などは、まちづくりの主役であることを認識し、自覚を持ってまちづくりに取組むことが必要です。
- ・地域レベルのまちづくりにおいては、まちのあり方やまちづくりの方法についての知識を深めるとともに、まちづくりに関するイベントや懇談会等に積極的に参加することが必要です。
- ・地域活動やボランティア活動などへの参加を通じて、地域周辺の生活環境や自然環境に対する関心や愛着心を高め、自らまちづくりに取組むことが必要です。
- ・広域的・全市的なまちづくりにおいては、行政と協働し積極的にまちづくりに取り組むことが必要です。

②事業者(企業)・専門家の役割と責務

- ・事業者(企業)や専門家は、地域社会への貢献について意識を高め、行政及び市民と連携・協力することが必要です。
- ・専門性を発揮し、都市基盤施設の整備や景観づくり、地域防災など地域の活性化や安全性の確保などへの積極的な取組みが必要です。

③行政の役割と責務

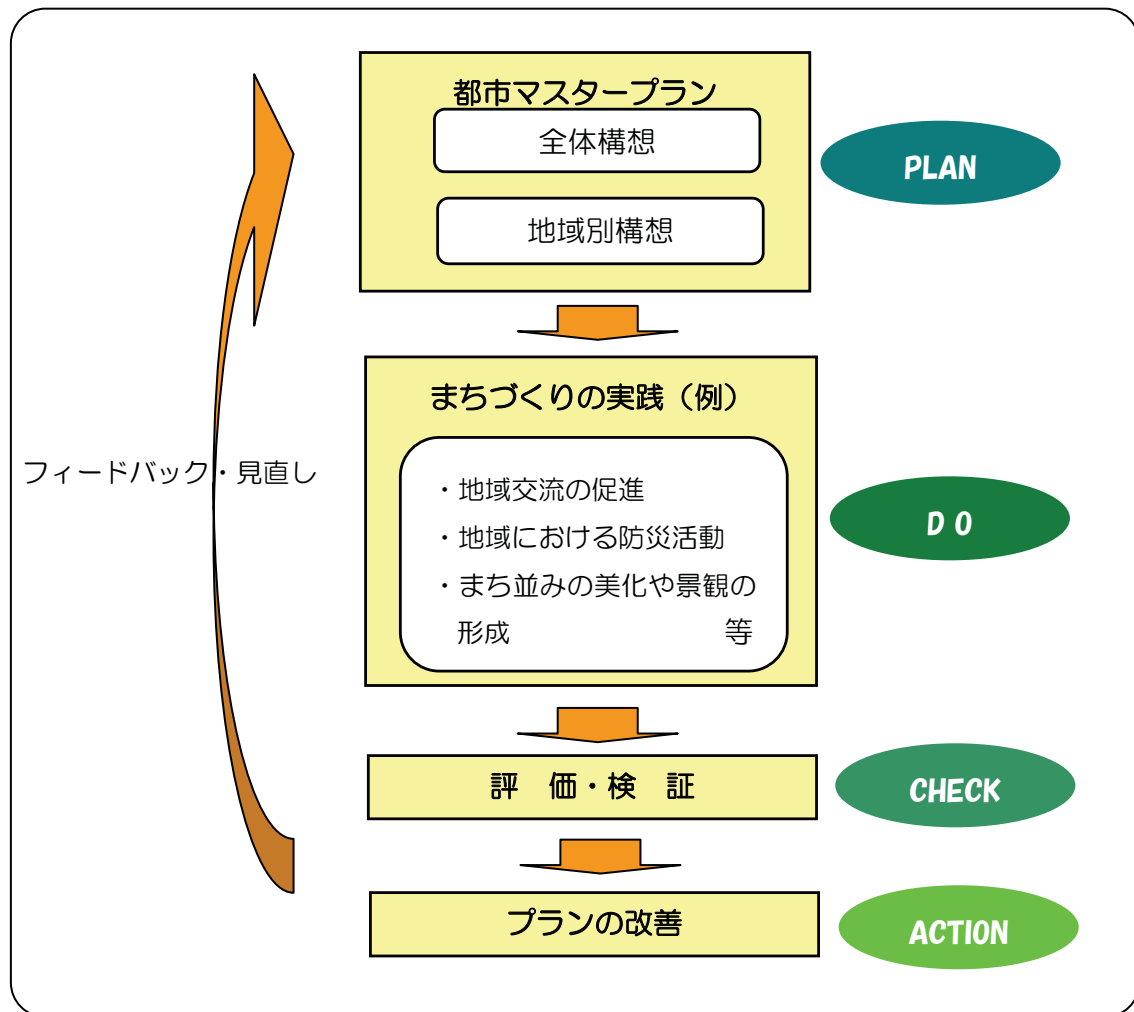
- ・行政は、効率的な都市基盤施設の整備や、適正な土地利用の規制誘導を行うとともに、まちづくりに関する情報の収集と提供に努め、市民・事業者等の主体的なまちづくりを支援します。
- ・広域的・全市的なまちづくりに関し、国、県及び近隣市町等関係機関と連携・協力するとともに、市民・事業者等と協働し、総合的かつ計画的に事業等を推進します。
- ・説明会や公聴会、市民懇談会、パブリックコメント(市民提案)の実施など、市民の意見を反映し協働するための取組みを充実させます。

2. まちづくり実現に向けての方策

(1) まちづくりの仕組みづくり

まちづくりを効率的、効果的に推進していくためには、『PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)』のPDCAのサイクルによるまちづくりの仕組みを構築し、適切に運用していくことが必要です。

施策の実施に際しては、上位計画である総合計画との連携・調整を図りつつ、必要に応じた計画の事業化検討・精査も含めて、有効な重点施策の抽出・選定と実施につなげていきます。



■ PDCA サイクルのイメージ

(2) 段階的な取組みの推進

市民主体のまちづくりは一朝一夕に完成するものではなく、地域の実情(まちづくりの課題、市民の意識や意向、市民主体のまちづくり活動の現状等)を踏まえつつ、有効な取組みを段階的に進めていくことが重要です。

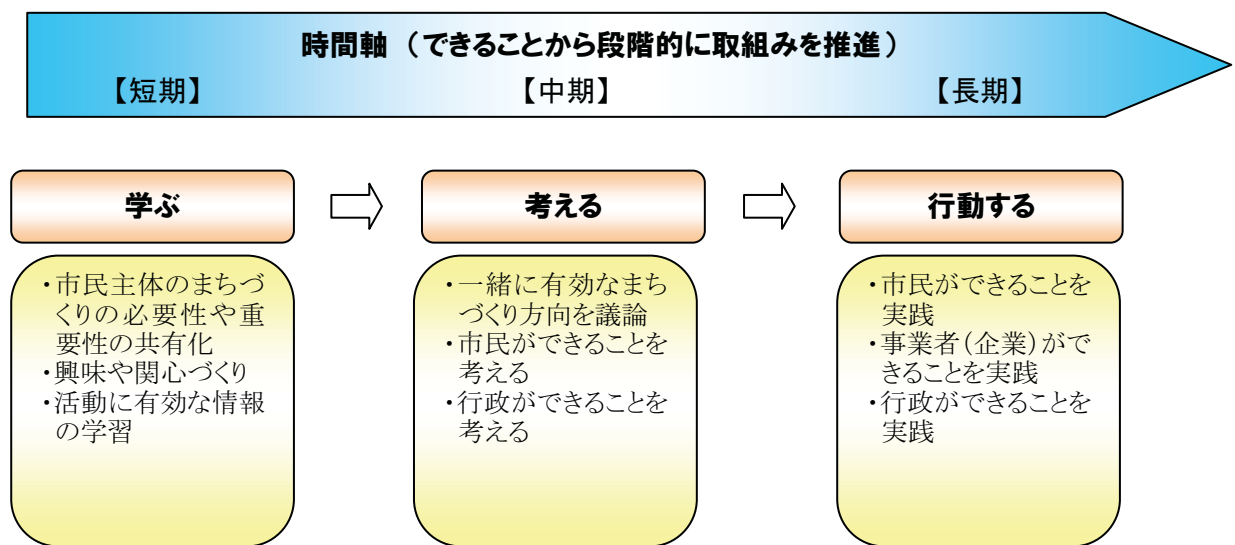
まず自分たちに「できることは何か、どうすればいいのか」といった疑問を解消するための“学ぶ”ことに重点をおき、市民と行政と一緒にまちの魅力やそれを活用する方策を学んでいくことを進めていきます。

そして、市民と行政が「こうすればいいんじゃないか」と一緒に“考える”場づくりを進めていきます。

そのなかでも、限られた人のみの活動とならないように若い世代や女性でも参加しやすい雰囲気づくりが重要となり、そのためにも「協働のまちづくりは楽しい」と伝え、まちづくりの輪を広げていくための仕組みづくりを行いながら取組んでいきます。

また、有効な地域の問題解決や魅力ある地域づくりに導くためにも、市民と行政の中間の立場で取組みの方向性を的確に助言・指導をしていくNPOや専門家の活用も積極的に取り入れていきます。

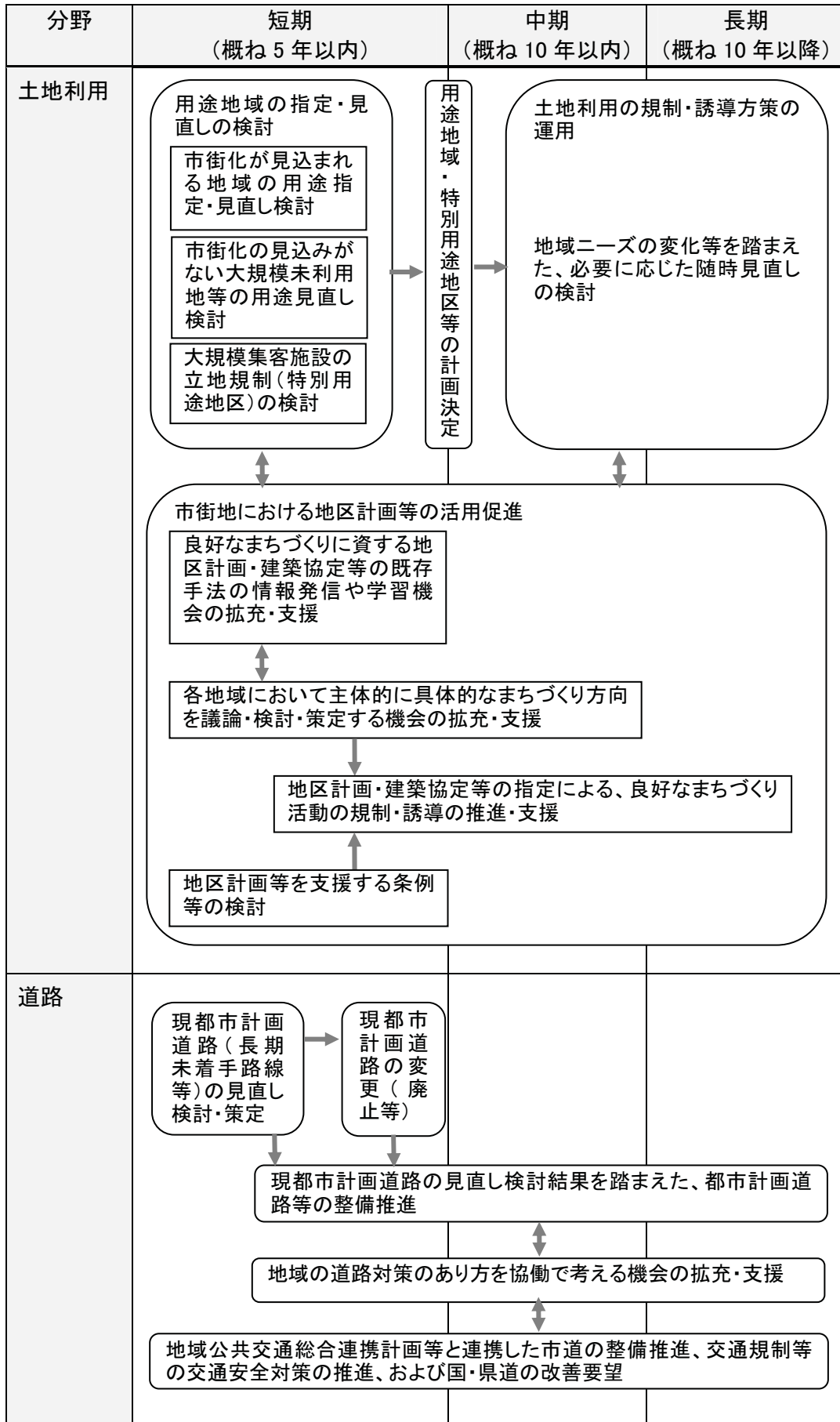
そういった取組みを継続的・重点的に行う中でまちづくりの担い手と行政と一緒に“行動する”ことを進めていきます。



(3) 都市マスタープランの見直し

都市マスタープランは、長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針ですが、今後、総合計画が改定され大きく上位方針が変わった場合や、社会・経済情勢やまちづくりに関する市民意向等が大きく変化した場合には、進捗状況や成果の評価・検証を行いつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 都市計画に係る段階的なまちづくりの方針



分野	短期 (概ね 5 年以内)	中期 (概ね 10 年以内)	長期 (概ね 10 年以降)
公園・緑地	<p>現都市計画公園(長期未着手の墓園等)の見直し検討</p> <p>現都市計画公園の変更(見直し等)</p> <p>緑の基本計画の検討・策定</p> <p>地域の活性化に資する既存公園緑地の利活用や管理等に関し、地域で学び取組む活動の促進と支援</p>		
公園緑地の見直し検討結果を踏まえた、公園緑地の適切な整備・誘導の運用			
既存公園緑地の安全対策や利活用促進 地域資源とネットワークする散策ルートの充実			
景観	<p>景観に関する本市の課題や、地域の活性化に資する景観保全・形成のあり方に関する、情報発信や学習機会の拡充・支援</p> <p>鳥羽市景観計画の検討・策定</p> <p>鳥羽市景観条例の検討・制定</p>	<p>良好な景観保全・形成のための景観規制・誘導の取組み推進</p> <p>地域ニーズ等を踏まえた、必要に応じた地区指定の追加検討</p>	
<p>市民主体の景観に関する取組みの促進</p> <p>鳥羽市の魅力あふれる景観の調査と、積極的なPR強化(景観をPRするツールの強化など)</p> <p>観光交流振興と連携した景観を活かす取組みの促進(モデルルートづくり、サイン整備、イベント強化ほか)</p> <p>拠点地区等における良質な景観美化活動の促進と支援(まちなみ景観の統一化、個性的な緑化など)</p>			
まちづくりの仕組みづくり	<p>協働の活動を活性化する仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> * 財政・技術・情報等支援 * 市民活動センター * 地域団体・人材育成 * 地域担当職員制度 など 		
協働のための仕組みの導入強化、および各種の協働の取組みの活性化と支援			

3. 市民主体のまちづくりの支援充実

(1) 広報・公聴活動の推進

まちづくりや都市計画に関する市民ニーズを把握するとともに、まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や、優良なまちづくり活動の活性化につながるような、各種の市政・計画情報や、まちづくり支援制度等の紹介、優良活動・事例の紹介など、積極的な情報発信に努めます。

(2) 学習機会の拡充

専門家等による講演・講習会の開催や事例の紹介、まちづくりシンポジウム等のイベント開催、まち歩き等の地域を知る交流イベントなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、学習機会の拡充を推進します。

(3) まちづくり活動への支援の充実

市民が主体的に地区のルールづくりや計画検討、および具体的なまちづくり活動や事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、専門家の派遣、NPOや住民団体等への支援、都市計画制度（地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定、都市計画提案制度など）等の各種支援制度の紹介と活用促進など、総合的な観点から市民主体のまちづくりの支援を図ります。

また、市民団体などが自主・自発的に提案・実施する「まちの環境の魅力化・個性化」や「まちづくりを通じたコミュニティやにぎわいの強化」など、公益的なまちづくりや地域の活性化につながるような積極的かつ創意工夫あふれる取組みに対して、支援するような制度の検討を図ります。